

遺言書作成に当たっての注意事項

●法に定められている要件

- ・遺言書は全て自署する（財産目録除く）。
- ・遺言書を作成した年月日を記載する。
（○月吉日など特定できない記載は不可）
- ・遺言書本文に署名押印する。
- ・財産目録の全てのページに署名押印する。
- ・加除等の変更がある場合は、その場所を特定し、変更した旨を付記して署名し、変更箇所に押印する。
（例：遺言書下部に「上記○中、○字削除○字追加 署名」と自署した上で、変更箇所に押印）

●保管申請するための要件

- ・A 4 サイズの用紙を使用する。
- ・余白を設ける。
（左側 20 mm, 右側及び上部 5 mm, 下部 10 mm）
- ・片面のみに記載する。
- ・容易に消えない筆記具を使用する。
- ・遺言書及び財産目録に通し番号でページ数を自署する。
（例：3枚の場合, 1 / 3, 2 / 3, 3 / 3）

遺言書の形式について詳しくは[こちら](#)

※遺言の内容についての質問・相談には応じることができませんのでご了承ください。